

平成20年4月1日から国民健康保険の一部が変わります！

◆乳幼児の自己負担割合の対象年齢が変わります

医療費の2割負担の対象年齢が、3歳未満から義務教育就学（小学校入学）前までに拡大されます。



◆退職者医療制度の対象年齢が変わります

長年勤めた会社などを退職して国保に加入したかたが、年金受給者となったとき、本人と被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が65歳未満に変わります。65歳からは、一般の国保加入者となります。



◆70歳～75歳未満のかた（現役並所得者以外）の自己負担が変わります

70歳～75歳未満のかたの医療費の自己負担割合は、1割となっていたのですが、2割に引き上げられます。さらに医療費が高額になったときの自己負担の限度額も引き上げられます。ただし、国の措置により平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、医療機関に支払う自己負担が、今までどおりの負担に据え置かれますので、ご注意ください。

70歳～75歳未満 (現役並み所得者以外)	自己負担割合	自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来+入院 (世帯単位)
	1割負担	12,000円	44,400円
	2割負担	24,600円	62,100円 (44,400円※)

※高額療養費の支給が年4回以上あった場合の限度額です。

問い合わせ先 国保年金課 (☎5111内線248・249)

申請はお済みですか 灯油購入費の助成

対象になる世帯は、早めの申請をお願いします。

対象世帯（生活保護を受給している世帯は対象外）

次の1～4のすべてに該当していること

- 平成20年1月1日から申請日まで継続して本市に住所を有していること
- 平成19年度の市民税が非課税世帯であること（平成19年度の市民税が課税されているかたが世帯に1人もいないこと）
- 居宅生活を送っていること（1月1日から1カ月以上、入院・入所などをしていないこと）
- 平成20年1月1日から申請日まで継続して次のいずれかの世帯であること

- ①高齢者世帯…世帯全員が65歳以上の世帯（単身世帯を含む）
- ②障害者（児）のいる世帯…身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しているかたがいる世帯
- ③ひとり親世帯など…平成元年4月2日以降に生まれた児童を養育している母子または父子世帯など

助成額 1世帯当たり7,000円

申請者 該当する世帯の世帯主（ただし、申請の手続きは、代理人でも可）

助成の方法 世帯主義の預金口座（株ゆうちょ銀行を除く）に振り込み

※上記の口座がない場合は、ご相談ください。

問い合わせ先 介護保険課 (☎内線252・253)
福祉課 (☎内線256・262)

持参するもの

- 1 世帯主本人が申請手続きをする場合
 - ①申請者本人を確認できるもの（自動車運転免許証、保険証など）
 - ②障害者（児）のいる世帯として申請する場合は、障害者手帳
 - ③ひとり親世帯などとして申請する場合、ひとり親家庭等医療費を受給されているかたは、受給資格証
 - ④世帯主義の預金通帳（株ゆうちょ銀行を除く）と印鑑
- 2 代理人が申請手続きをする場合

上記①～④に加えて次のもの

 - ⑤代理人を確認できるもの（自動車運転免許証、保険証など）と印鑑

受付期限 3月19日まで（土、日曜日、祝日を除く）

受付時間・場所

◆旧十和田市地区のかた

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(3月17、18、19日は午後8時まで)

- ①高齢者世帯受付：市役所新館1階介護保険課
- ②障害者(児)のいる世帯受付：市役所新館1階福祉課(福祉係)
- ③ひとり親世帯等受付：市役所新館1階福祉課(児童家庭係)

◆旧十和田湖町地区のかた

受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(3月17、18、19日は、午後8時まで)

高齢者世帯、ひとり親世帯、
障害者（児）のいる世帯等受付：十和田湖支所市民生活課